

**中華人民共和国専利法改正草案(送審稿)
に関する説明**

2015年12月2日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家知識産権局「中華人民共和國專利法改正草案(送審稿)」に関する説明

一. 專利法改正の必要性

中国の経済社会の急速な発展に伴い、知的財産権の保護の強化、自主イノベーション能力の向上は、経済発展方式の転換を加速化し、イノベーションによる発展戦略の実施を行う上での内在的要求となっている。中国共産党第18次全国代表大会において、「知的財産権戦略の実施、知的財産権保護の強化」が明確に提示され、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議においては「知的財産権の活用と保護の強化、技術イノベーション奨励メカニズムの健全化」が強調された。中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議においては「依法治国(法に基づいて国を治める)を全面的に推進」「イノベーションに係る財産権制度、知的財産権保護制度と科学技術の成果の転換を促す体制メカニズムの充実化」が提示され、新たな態勢の下、専利業務はより新しく、より高いレベルでの任務と要求に直面している。

ここ数年、中国の専利保護は、着実かつ効果的な業務を展開しており、世界が認める成果と進展を得てきた。しかし、科学技術の発展と市場競争の加速化に伴い、専利保護領域における新たな問題、新たな矛盾も常に現れている。「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の取締り」に関する特別行動の実施において、専利権侵害現象は普遍的に存在しており、とりわけ専利権の集団的侵害、繰り返し侵害は深刻であり、それに専利権の無形性と権利侵害行為の隠匿も加わり、専利権擁護のための挙証が難しく、周期が長く、高コストで賠償金額が低く、効果も低いため、中国のイノベーション型企業は大変苦しい立場に立たされていることに気づいた。これらの企業は、イノベーションにより利益を得ることが難しいほか、市場競争の中で優位な地位を得ることも難しくなっている。専利保護の力不足により、中国の企業のイノベーションに係る積極性をくじき、ひいては一部企業の専利保護に対する信頼喪失を招いている。

当局は2011年11月に専利法特別改正の準備作業を始動し、北京、浙江、江蘇、湖南と広東などで現地調査を行い、関連するシンポジウム、座談会を幾度かにわたり開催した。各方面の意見を十分に

考慮した上で「中華人民共和国専利法改正草案(送審稿)」を作成し、2013年1月に国務院に報告した。2014年上半期において、全国人民代表大会常務委員会は専利法の法執行検査業務を行い、専利の質、専利保護、専利の運用、公的サービスなどの点から専利法改正に具体的な意見を提示した。これを受け、2013年専利法改正草案(送審稿)をさらに補充し充実化を図り、専利法の全面的な改正を行う必要がある。これに基づき、当局は社会各界の意見を広く求めた上で、2013年専利法改正草案(送審稿)のより一層の充実化を図り、新たな「中華人民共和国専利法改正草案(送審稿)」(以下「草案」と略す)を作成した。

二. 方針理念

今回の専利法改正の方針理念は、中国の特色ある社会主義という偉大なる旗を高く掲げ、鄧小平理論と「三つの代表」という重要思想、科学的発展観を指導とし、中国共産党第18次全国代表大会及び中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議の方針を全面的かつ徹底的に着実に実行に移し、「体制メカニズム改革の深化とイノベーション実施の加速化による発展戦略に関する中国共産党中央委員会、国務院の若干の意見」の要求を具体的に実行に移し、党と国家の活動大局をしっかりと捉え、知的財産権強国の建設を目標に、国情に立脚し、世界に目を向け、中国の専利法実施における際立った問題に対して、目的性のある解決方法を提案し、厳格な専利保護制度を実施し、イノベーションを行う者の合法的權益を保護し、専利の実施と活用を促し、社会全体のイノベーション力を十分にかき立て、科学技術と経済体制改革の深化、経済発展方式の転換、イノベーションによる発展戦略の実施、イノベーション型国家の建設に法的裏付けを提供する。

三. 主な改正内容

草案では、実質的な改正が条文で計33条、新たに「専利の実施と活用」という一章を追加し、その内、現行の条文の修正が18条、新規追加が14条、削除が1条。この他、適応度の文字修正あるいは調整

の条文が4条ある。

主な内容には、以下が含まれる。

(一) 専利の保護に力を入れ、権利者の合法権益を維持する。

中国の特色ある専利保護制度を更に充実化させ、厳格な専利保護制度を実施し、専利保護の強化、法執行力の強化をめぐり、専利権者が普遍的に反映している専利権擁護における挙証の難しさ、周期の長さ、高コストで賠償金額の低さ、効果の低さなどの問題に対して、関連の施策を講じ、専利権侵害を取締り長期的効果のあるメカニズムを構築し、健全化を図り、専利行政法執行と司法による保護の効果的な提携を促し、法執行効率の向上を図り、専利権の擁護コストを引き下げ、公正かつ公平で、規範化され透明性のある法治環境と市場環境を作り出す。主な提案としては、以下の内容が含まれる。「挙証の難しさ」の問題解決に対し、関連の証拠規則の充実化を図る。「周期の長さ」の問題に対しては、行政の調停調書の効力を明確する。「賠償金額の低さ」の問題に対しては、故意による権利侵害に対する懲罰的損害賠償制度を設ける。「コスト高、効果の低さ」に関しては、権利の集団的侵害、繰り返しなどの故意による権利侵害行為に対する取締りを強化し、模倣品・粗悪品に係る処罰の度合いを高め、行政法執行方法の充実化を図り、間接的な権利侵害責任と特定電気通信役務提供者の法的責任を明確にし、専利権保護の信用情報アーカイブを構築する(第六十条から第六十三条、第六十六条から第六十八条、第七十四条)。

(二) 専利の実施と活用の促進により、専利の価値を実現する。

職務発明制度の充実化を図り、専利の創造、管理と活用における際立った問題を解決し、市場ニーズをもって導く専利技術の転化メカニズムを健全化し、イノベーションを起こし、専利の実施と活用を推進する。主な改正意見としては、発明者、考案者の積極性を十分に引き出し、技術のイノベーションを促すために、職務発明創造の範囲を明確にし、当該の機関の物的技術条件を用いて完成された発明創造の所有権の帰属は、取り決め優先の原則が適用されるように規定する。国が設立した研究機関、高等教育機関における専利技術の事業化率の低さの問題解決を図るために、発明者または考案者が

所属する機関との協議に基づき、専利技術を実施することを許可し、かつ相応の利益を得ることを許可する。専利の実施許諾の需給情報の不均衡といった問題を解決するため、外国の経験を参照し、開放専利制度を導入し、専利の実施許諾コストの低減を図る。規格と専利の間関係をうまく処理し、規格必須専利の実施を黙示的に許諾する制度を規定する。専利権の濫用防止に資する原則的な規定を追加する、などが含まれている(第六条、第十四条、第十六条、第八十一条から第八十五条)。

(三) 政府機能の法定要求を具体的に実行に移し、サービス型政府を構築する。

依法治国(法に基づいて国を治める)、法に基づく機能の決定の要件を踏まえ、政府部門の機能の変更を速め、国と地方の専利行政部門の機能を明確にし、専利行政部門の市場監督管理の強化、専利公的サービスの提供、専利運用の促進などの責任を強化する(第三条、第二十一条、第七十五条、第七十九条)。

(四) 専利審査制度の充実化を図り、専利水準を高める。

中国の経済発展とイノベーションのニーズに適応させ、世界の発展趨勢とを結び付け、専利保護の客体範囲を適度に拡大し、部分意匠に対する保護を強化し、意匠の専利保護期間延長をする。出願者の利便性向上への寄与の点と専利水準の向上の点から、専利出願、審査、不服審判及び無効手続の最適化を図り、意匠の国内優先権制度を追加し、優先権に関連する要件の規定を整備し、専利の不服審判と無効審判手続の職権審査原則を明確にする(第二条、第十九条から第二十条、第二十九条から第三十条、第四十一条から第四十二条、第四十六条)。

(五) 専利代理に係る法制度の充実化を図り、知的財産権サービス業の健全なる発展を促す。

実践的な発展ニーズに基づき、専利代理に係る法制度のより一層の改善を行い、専利代理機関、専利代理師の業務執行基本準則を規定し、出願中、出願後の監督管理を強化し、「闇代理」行為を制止し、専利代理業界団体に対して明確な規定を行い、合法的経営、信義誠実で、秩序だった競争に資する法的環境を作り出す。専利行政部門が持つ専利情報市場化サービスと専利運営活動の奨励・規範化における責任を明確し、市場化、専門化、国際化に対応した専利情報サービス機関の形成、育成を積極的に行い、イノベーション主体に、専利戦略計画、専利分析の事前警告、海外での権利擁護

などの高次元のサービスを提供する(第十九条、第七十五条、第七十九条、第八十八条)。

その他、一部条文に対して充実化を図り、適正な改正を行った(第二十五条、第四十七条、第六十四条、第八十六条)。